

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金

(受発注システムの改修等支援)

【B1型】指定事業者の募集について

公募要領

軽減税率対策補助金事務局

2018年5月17日

# 1. 趣旨

本公募要領は、中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金（※1）のうち「受発注システムの改修等支援」について、中小企業・小規模事業者等の代理申請および改修・入替作業をしていただく指定事業者の募集・登録の手続きを定めたものです。

なお、交付申請以前に、指定を受けていないベンダーやサービス提供者は、本補助金の申請を行うことができません。

※1 消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジの導入や改修、受発注システムの改修等に要する経費の一部を補助することで、準備が円滑に進むよう支援する事業。

## ◆ 複数税率対応受発注システム改修・入替に係る補助対象（「システム改修等範囲の概念図」参照）

- 取引先間でEDI／EOS等の電子的な受発注システムを利用している事業者（※1）のうち、電子的受発注に必須となる商品マスタや、発注・購買管理、受注管理機能（※2）のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替を補助対象とします。
- 電子的受発注データのフォーマットやコード等の複数税率対応に伴う改修や、現在利用している電子的受発注システムから複数税率対応したシステムへの入替を補助対象とします。

※1) 電子的受発注システムは利用していないが、取引先の要請等により、新規にシステム（EDIおよびこれと連動する発注・購買管理機能または受注管理機能）を導入する場合は補助対象とします。ただし、取引先は電子的受発注システムを利用していることが必要です。

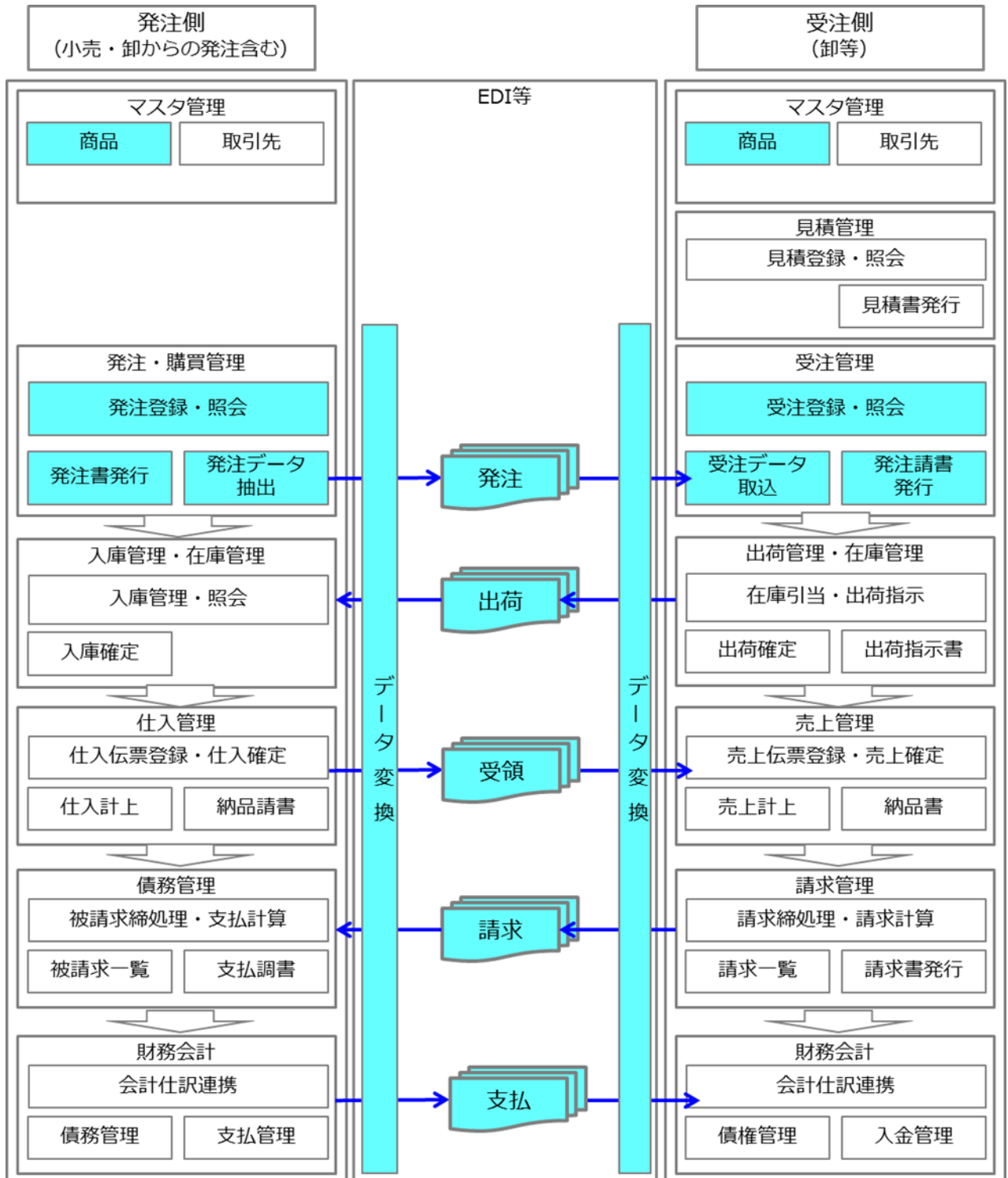
取引先の要請により、新規に電子的受発注システムを導入する場合の補助対象

現在のシステム		導入システム		
EDI機能	マスタ・受発注機能	EDI機能	マスタ・受発注機能	
利用なし	利用なし	新規導入	導入しない	⇒ 補助対象
		新規導入	新規導入	⇒ 補助対象
		導入しない	新規導入	⇒ 補助対象外

※2) 受発注管理とともに、在庫管理や財務会計などが一体となったパッケージ製品・サービスについては、電子的受発注システムの機能（P3「システム改修等範囲の概念図」参照）を含むものであれば、補助対象とします。

注) パッケージ製品にはハードウェアは含みません。

## システム改修等範囲の概念図



水色の部分が電子的受発注システムの機能の範囲且つ、補助対象範囲です。

## 2. 指定事業者の業務

- (1) 代理申請を行う者として適切な交付申請、完了報告を行うこと
- (2) 対象となるシステム等の改修を検討する中小企業・小規模事業者等に対して、本事業についての詳細な説明を行うこと
- (3) システム改修後、操作方法を含め、トラブル対応等のお客さまサポートを十分行うこと
- (4) 顧客を含め、求めに応じて軽減税率に必要な対応を促すこと
- (5) 事務局が指定した補助対象に係る改修・入替を行うこと
- (6) 補助対象に係る改修・入替の内訳、工数・単価を提示、説明すること
- (7) 中小企業・小規模事業者等が虚偽申告等により補助金を不正に受給したことが明らかになった場合は、速やかに事務局に報告すること
- (8) 補助金の交付が決定した後は、事務局が行う調査に協力するなど補助金の適正な運営に協力すること

## 3. 指定事業者の指定取り消し

事務局は、指定事業者が以下の事項に該当すると判断した場合、指定事業者としての指定を取り消し、併せて社名の公表をすることができます。

- (1) 本公募要領の「2.指定事業者の業務」に規定する業務が適切に遂行できない、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 公募要領等の各種規定に違反する、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) その他事業の遂行に不適当な行為があると認められる場合  
(事業の遂行に不適当な行為の例)
  - ・ 軽減税率対象商品を取り扱っていない中小企業・小規模事業者等に対し、補助金の対象となる受発注システムの改修・入替をさせる目的で、軽減税率対象商品の取扱いを行うよう持ちかけ、補助金の対象となる受発注システムの改修等を行うこと。

## 4. 指定事業者登録の取り下げ

指定事業者は、事務局に登録取り下げの申し出をし、所定の手続きを行うことにより、指定事業者登録を取り下げることが可能です。

ただし、指定取り下げの手続きを行う時点において、補助金の交付申請の手続きの最中にある案件、または、交付決定されたものの事業完了報告の手続きが未了の案件がある場合は、これらの案件の事業が完了するまで指定事業者として適切な対応を行ってください。

なお、案件の事業が完了するまでに適切な対応を行っていないと事務局が判断した場合は、指定事業者登録を取り下げることができません。

## 5. 申請方法

### (1) 申請の流れ

- ① [http://kzt-hojo.jp/contractor/s\\_apply/](http://kzt-hojo.jp/contractor/s_apply/)にアクセスして、ページ中段の「提出書類」の項から以下の書類をダウンロード
  - ・ 受発注システムの改修等に係る標準工数等算定書：様式 B1-3
  - ・ 受発注システムの改修等に係る想定人件費単価：様式 B1-4
- ② ページ下部の「指定事業者登録へ進む」をクリック
- ③ 規約を最後まで確認し、「同意する」にチェック
- ④ 事業者概要に必要な項目を入力後、内容を確認し、問題なければ送信をクリック
- ⑤ 事務局から送達確認のメールが届くので、メールに記載された URL をクリック
- ⑥ 送達確認が終わり、追加で届く 2 通目のメールに記載されている申請書ダウンロード URL にアクセスし以下の指定様式をダウンロード
  - ・ 指定事業者登録申請書：様式 B1-1
  - ・ 事業者概要：様式 B1-2

※有効期限までに URL にアクセスいただけなかった場合は、無効となります。
- ⑦ ダウンロードした指定様式を出力、確認、押印の上、下記に記載する提出書類を一式そろえ、軽減税率対策補助金事務局に書類を送付
  - ※書類の不備については、受付されない可能性がありますので十分留意してください。
- ⑧ なお、受発注システムの改修等に係る標準工数等算定書（様式 B1-3）、受発注システムの改修等に係る想定人件費単価（様式 B1-4）については、別途受付メールアドレス（b1@kzt-hojo.jp）に送付

### (2) 提出書類

No.	様式	書類名	提出方法
1	指定（様式 B1-1）	指定事業者登録申請書	押印・郵送
2	指定（様式 B1-2）	事業者概要	郵送
3	指定（様式 B1-3）	受発注システムの改修等に係る標準工数等算定書	郵送およびメール
4	指定（様式 B1-4）	受発注システムの改修等に係る想定人件費単価	郵送およびメール
5	-	【法人の場合】全部事項証明書（3 か月以内のもの） 【個人の場合】開業届	郵送（写しでも可）
6	-	会社案内等（会社概要が確認できるもの）	郵送（写しでも可）

※必要に応じて追加の情報の提出をお願いする場合があります

※様式 B1-3、B1-4 についての回答内容は、あくまでも参考情報であり、制約等を与えるものではありません。

(3) 登録申請受付期限

2019年6月28日（消印有効）までに、登録申請をしてください。

なお、受付から登録まで2週間ほど時間を要しますので、予めご理解いただきますようお願いいたします。

(4) 提出先・問い合わせ先

《提出先》

〒104-8689

晴海郵便局 京橋分室留

軽減税率対策補助金事務局 指定事業者登録係 宛

※ 局留めのため、郵便での提出をお願いいたします。

メールアドレス：[bl@kzt-hojo.jp](mailto:bl@kzt-hojo.jp)

《問い合わせ先》

軽減税率対策補助金事務局 問い合わせ窓口

TEL：0570-053-555（ナビダイヤル 有料）

IP 電話からのお問い合わせ先：03-6627-1316（有料）

受付時間：平日 9時～17時

HP：<http://kzt-hojo.jp>

※指定事業者、製品登録等に関わるお問い合わせを受け付けております。

(5) 選定後の予定

- ・ 審査の結果については、承認・不承認に関わらず、通知を行います。
- ・ 承認を受けた方には、Web 申請用のアカウントが発行されます。
- ・ 登録完了後、指定事業者として上記ホームページに公開させていただきます。